様式第9号（第4条関係）

遺族補償年金請求書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （教育委員会の長の職氏名）　　　　　　　　様下記の遺族補償年金を請求します。 | 請求年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 請求者（代表者）の住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ふりがな氏名　　　　　　　　　　　　　死亡学校医等との続柄　　　　　　　 |
|
|
|
|
| １　死亡学校医等に関する事項 | 所属学校名 |  | 職業 |  |
| 氏名 |  | 生年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 負傷又は発病の年月日 | 　　年　月　日 | 死亡年月日 | 　　年　　月　　日 |
| ２　請求の事由 | □学校医等の死亡　□先順位者の失格　□胎児であった子の出生□先順位者の所在不明 |
| ３　請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 死亡学校医等との続柄 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ４　既に遺族補償年金を受けている者 | 氏名 | 生年月日 | 住所 | 死亡学校医等との続柄 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ５　遺族補償年金請求年額 | 遺族補償年金を受ける権利を有する遺族及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族の人数が□(１)　１人であって55歳以上の妻又は政令第８条第１項第４号に規定する状態にある妻であるときは175倍□(２)　１人である（上記(１)の場合を除く。）ときは153倍□(３)　２人であるときは201倍□(４)　３人であるとき223倍□(５)　４人以上であるとき245倍（補償基礎額）　（上記の倍数） 　　　　　　　　　　　　　　　　円　×　　　　倍　＝　　　　　　　円 |
| ６　遺族補償年金請求金額 | □受給権者が１人の場合又は代表者を選任しない場合 | 円 |
| □代表者を選任した場合 | （５の請求年額）（受給権者の数）　　　　　円×　　　＝　　　　円 |
| ７　厚生年金保険法等の適用関係 | □　　　　　　　　の被保険者であった。＜法律名＞　　　　　　　　　　　　□被保険者ではなかった。 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ８送金希望の場合 | 口座振替 | 振込先金融機関名 | 銀行支店 | ＊受付 | 　　年　 月　 日 |
| □普通預金□当座預金 | ＊法定金額 | □受給権者が１人の場合又は代表者を選任しない場合□代表者を選任した場合 |
| 口座番号 |  |
| 口座名義人 |  |
|  |  |  |
|  |  |  | 円 |
|  |  |  | ＊通知 | 　　年　 月　 日 |
|  |  |  | ＊年金証書の番号　 | 第　　　　号 |
|  |  |  | ＊支給開始年月　 | 　　年　 　月 |

［注意事項］

１　請求者は、＊印の欄には記入しないでください。また、該当する□に***レ***印を記入してください。

２　「３　請求者及び遺族補償年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは請、その者が代表者であるときは代、その者が障害等級第７級以上の障害の状態にあるときは障、また、その者が請求者と生計を同じくしているときは生と明記してください。

３　「４　既に遺族補償年金を受けている者」の欄には、「２　請求の事由」の欄の記入が「学校医等の死亡」以外の場合に記入してください。

４　「５　遺族補償年金請求年額」の該当する□にレ印を記入してください。

５　「７　厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡学校医等又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）第５条の規定による改正前の船員保険法をいう。）、旧厚生年金保険法（国民年金等改正法第３条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。）若しくは旧国民年金法（国民年金等改正法第１条の規定による改正前の国民年金法をいう。）の適用を受ける者であるときは「□　　　　　　の被保険者であった。」の□に***レ***印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入してください。

なお、この請求書を提出するときに、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号及び所轄社会保険事務局の事務所等を記載した書類を添付してください。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨を書類で報告してください。

(１)　国民年金等改正法附則第87条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(２)　国民年金等改正法附則第78条第１項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金

(３)　国民年金等改正法附則第32条第１項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金

(４)　厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金（以下単に「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第１項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）

(５)　遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）

(６)　遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金

６　この請求書には、次に掲げる書類を添付してください。ただし、この請求書の提出前に、当該学校医等の死亡について遺族補償年金の支給が行われていたときは、次の(１)、(３)及び(８)に掲げる書類は添付する必要はありません。

(１)　学校医等の死亡診断書、死体検案書、検視調書その他学校医等の死亡の事実及びその死亡が公務により生じたものであることを証明する書類又はその写し

(２)　請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び死亡学校医等との続柄に関する市区町村長の発行する証明書（戸籍の謄本又は抄本でもよい。）。この証明書等は法律の定めるところにより無料で請求できます。

(３)　請求者及び請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が、学校医等の死亡の当時その収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類

(４)　請求者が、婚姻の届出をしていないが、学校医等の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(５)　請求者が妻１人で、障害等級第７級以上の障害の状態にあるとき（55歳以上の場合を除く。）は、その者が学校医等の死亡のとき以後当該障害の状態にあったこと及び当該障害の状態が生じ、又はその事情がなくなった時を証明する医師の診断書その他の書類

(６)　請求者（前号を除く。）又は請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が障害等級第７級以上の障害の状態にある者であるときは、その者が学校医等の死亡の当時から引き続きその障害の状態にあることを証明する医師の診断書その他の書類

(７)　請求者以外の遺族補償年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

(８)　災害が第三者の行為によって生じたものであるときは、様式第12号により届け出てください。

(９)　請求者が２人以上ある場合で代表者を選任したときは、代表者以外の請求者の同意書等その者が代表者であることを認めることができる書類。また、代表者を選任しないときは、その理由を記載した書類

７　「８　送金希望の場合」の欄は、当該補償の支給が決定されたとき、その支払方法について口座振替による支払を希望する場合に記入してください。